

(公 印 省 略)  
丹 子 支 第 4 号  
令 和 2 年 4 月 7 日

アフタースクール利用児童の保護者 様

丹波市長 谷口 進一

4月10日からのアフタースクールの実施について（お知らせ）

4月10日午後からの臨時休業により、ご家庭で過ごすことが困難な児童や、保護者の方が勤め先を休めない児童を対象に、4月10日以降もアフタースクールを開所することとします。ただし、感染拡大防止の観点から、4月10日については通常どおりですが、4月13日からは利用できる児童や開所時間を限定して実施することとします。

●利用できる児童について

- ①アフタースクールの利用登録（通常・長期休業中のみ）がある児童で、保護者のほかに家庭で見守ることができる家族（祖父母や兄姉）等がいない1～3年生の児童
- ②特別な支援等が必要なため、自宅で過ごすことが困難な4～6年生の児童

※開所時間は8時から17時までです。

延長保育（朝、夕方とも）はしばらく実施しません。

※児童にはお弁当、水筒、おやつなど、必要なものを持たせてください。（詳しくは指導員にご確認ください）

※利用されない方のアフタースクール利用料については、減額措置を検討中です。

（お問合せ）  
健康福祉部 子育て支援課  
TEL 88-5751

子どもの受け入れについて

- ・送迎は必ず保護者やおうちの方でお願いします。子どもだけで来たり、帰ったりはできません。
- ・家を出る前に必ず検温を行ってもらい、その体温と、のどの痛みや咳、鼻水の有無など、その日の子どもの体調を記入した「体調管理カード」を、受け入れ前に確認させていただきます。
- ・家を出る前の検温の結果、体温が 37.5 度以上の場合は受け入れできません。また 37 度前後の場合は受け入れのときに検温しますので、体温が 37.5 度以上になっていれば、受け入れできません。
- ・検温をしていなかったり、「体調管理カード」の記入内容から、体調を崩していると判断できたり、「体調管理カード」を持ってきていない場合は、受け入れできません。
- ・送迎場所や実施場所が、普段と違う場所に変更となっているかもしれませんので、ご注意ください。
- ・可能な限り、マスクを着用させてください。
- ・実施中に子どもが体調不良になった場合（体温が 37.5 度以上など）は、保護者の方にすぐに連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

※地域で感染者が確認された場合は、その日から休所となるかもしれません。その際はご理解くださいますよう、お願いします。

※利用を希望されるご家庭は、下記の利用予定表を記入の上、4月10日(金)午後5時までに、提出用のみ切り離してアフタースクールに提出してください。

(FAXの場合、切り離さずに送付)

利用予定表が提出できない場合はアフタースクールの指導員に、提出期限までに必ず連絡してください。

..... 切り取り線 .....

アフタースクール利用予定表

児童名と学年		( 年生)		提出期限 4月10日(金) (4月分)			
日付	曜日	利用する ・しない	迎えに来られる方	日付	曜日	利用する ・しない	迎えに来られる方
13	月			22	水		
14	火			23	木		
15	水			24	金		
16	木			27	月		
17	金			28	火		
20	月			30	木		
21	火			5/ 1	金		

※利用日の変更は、必ずアフタースクールへ連絡をお願いします。

※利用する日は○、利用しない日は×を、右欄には迎えに来られる方と続柄を記入してください。

※期限内に提出をして下さい。